

令和7年度

# 「福岡市型」こども誰でも通園制度を利用してみませんか？

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを定期的に（週に1回程度）利用できる制度です。同年代のこども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性がはぐくまれこどもの健やかな成長を促します。また、子育てに関して保育士からアドバイスをもらうことにより、子育てのヒントを得ることができます。



## 【対象児童】

市内に住む生後6ヶ月から2歳児までの未就園児

※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないお子様が対象です。

※令和7年度中に3歳になった場合は年度末まで利用可

## 【実施事業所】

市が公募で選定した保育所・認定こども園・幼稚園等、市内約40事業所。

実施事業所は右記QRコードよりご確認ください。



## 【利用時間】

週に1回程度、1日当たり4時間以上（月最大40時間）

※給食提供あり。

※利用時間は事業所により異なります。右記QRコードよりご確認ください。

## 【利用料金】

原則1時間300円。他に給食費、雑費が必要になる場合があります。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯は減免制度がございます。

【必要書類】 下記の①～③の書類をご準備のうえ、希望する施設に直接お申し込みください。

| 必要書類         | 備 考                             |
|--------------|---------------------------------|
| ① 利用申込書      | 上記 QR コードより利用申込書をダウンロード         |
| ② お子様の居住確認書類 | 福岡市子ども医療証、健康保険証、個人番号カードのうちいずれか  |
| ③ 保護者の本人確認書類 | 運転免許証、個人番号カード、健康保険証、母子手帳のうちいずれか |

問い合わせ先：こども未来局事業調整課（電話：092-711-4340）

メールアドレス：jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp